



2026年6月30日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社  
代表取締役社長 柳瀬 重人  
(コード番号：3856 東証スタンダード)  
問合せ先：人事総務本部 IR・広報部副部長 内田 晋  
電 話：03-6810-3028 (代表)

### 第27期有価証券報告書提出期限の延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、2026年6月26日開示「2026年3月期第3四半期及び2026年3月期決算短信の開示延期並びに第27期有価証券報告書提出期限の延長申請検討に関するお知らせ」のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを検討し、本日、関東財務局に対し、当該延長申請書を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 対象となる有価証券報告書

第27期有価証券報告書

(自 2025年4月1日至 2026年3月31日)

2. 延長前の提出期限

2026年6月30日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2026年8月31日

4. 延長期限を必要とする理由

当社は、2026年5月29日開示「(変更)調査委員会の調査期間見直し変更に関するお知らせ」のとおり、調査報告書の受領が、当初の5月下旬から変更となり、6月中旬～下旬頃となる見直しである旨、公表しております。

変更の理由は、調査委員会において、下記(1)の調査対象範囲に関し、事実関係を検証していただいておりますが、厳正かつ公平であり、一層精緻な検証及び報告書の作成には、関係者へのヒアリングとその取りまとめに十分な時間が必要となります。このため、当初の日程では不十分であると判断したことによります。

(1) 本件の調査対象範囲

・当社の以前の連結子会社であり、2025年3月31日付で当社と合併した Abit 株式会社（以下、「Abit 社」という。）における当社連結子会社であった時期（2019年10月～2025年3月）を中心に、関連する会計処理、取引の実態及びこれらに関連する内部管理状況等を調査の対象とする。

・具体的には、「疑義のある Abit 社の 2019年6月期、2020年6月期の取引に係る調査及び類似取引の有無」等。

当社は、2026年6月30日開示「調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、当該調査報告書を本日受領いたしました（公表は7月初旬頃の予定です）。これを踏まえて必要となる当社の対応及び監査法人による監査手続に要する期間を精査し、中部総合監査法人と協議を重ねた結果、以下の一連の手続きを適切に実施するために必要な期間として延長期間を 62 日に設定いたしました。

当該報告書を受領後、当社において当該報告書の内容の分析及び財務諸表への影響の有無・内容の評価を実施し、その結果を監査法人へ提出いたします。

次に、当該評価結果を踏まえ、監査法人において追加的な監査手続（調査委員会の実施手続の検証、不正リスク対応手続、過年度財務諸表に対する遡及的監査手続、子会社を含めた売上取引の検証等）を実施する必要があります。これらの手続は、調査結果の内容に依存するため、事前に確定することができず、また性質上、一連の作業として順次実施する必要があります。

さらに、必要に応じて過年度の訂正連結財務諸表及び訂正有価証券報告書の作成並びに監査を経て、当連結会計年度の財務諸表及び有価証券報告書の最終化を行う必要があります。

これらの手続を経て、2026年8月31日までに監査報告書の受領及び有価証券報告書の提出が可能となる見込みであることから、提出期限後 62 日間の延長申請を検討するものであります。なお、過年度訂正が不要との結論に至った場合には、延長期間を待たず、速やかに有価証券報告書を提出いたします。

このような状況にあることから、有価証券報告書の延長検討の他、必要に応じ、過年度の有価証券報告書、半期報告書並びに決算短信等の訂正の公表についても、2026年6月下旬の予定から 2026年8月下旬に延期せざるを得ないと判断いたしました。

## 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以 上